

## 公益財団法人広島平和文化センターひろしま留学生基金設置規程

平成10年4月1日 制定

平成17年4月1日 改正

平成23年4月1日 改正

(設置の目的)

第1条 私費の外国人留学生に対して奨学援助を行い、もって本市への理解と諸外国との友好に資するため、公益財団法人広島平和文化センター（以下「センター」という。）ひろしま留学生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金は、市民及び団体等から受ける寄附金並びに広島市からの出捐金をもって構成する。

2 基金は、センターに特別会計を設け、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

3 基金は、事業の実施に必要な財源に充てるときは、これを処分することができる。

(基金による事業)

第3条 基金による事業は、留学生のための奨学金事業等とし、当該基金の運用から生じる利息等をもって行うものとする。

(委任規定)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。